

特定非営利活動法人日本オリンピックアカデミー
名誉役職規程

(総則)

第1条 特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミー（以下「当法人」という。）における名誉役職の任用については本規程の定めるところによる。

(名誉役職)

第2条 当法人に名誉役職として最高顧問、顧問、名誉会長、参与を置くことができる。ただし、名誉会長は1名のみとし、次の会長交代時をもって退任し、最高顧問または顧問として会長が委嘱する。

- (1) 最高顧問は、当法人に多大な貢献をなし抜きん出て優れた功績のあった者を理事会が推薦し、これに基づいて会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、わが国の国際オリンピック委員会委員、日本オリンピック委員会会長、日本スポーツ協会会長などのスポーツ界での功労者、および当法人名誉会長の中から、理事会が推薦し、これに基づいて会長が委嘱する。
- (3) 名誉会長は、当法人に10年以上在籍し、年齢が75歳以上の当法人の会長職にあった者が、その任を終えた後、理事会が推薦し、これに基づいて会長が委嘱する。
- (4) 参与は、当法人に10年以上在籍し、年齢が70歳以上の当法人副会長、専務理事であった者および当法人に功績のあった者の中から、理事会が推薦し、これに基づいて会長が委嘱する。

(その他)

第3条 名誉役職にある者は、会費が免除されるほか、当法人の主催する各種イベントに会員と同じ条件で参加することができる。

- 2 名誉役職にある者は、議長の同意を得て理事会及び総会に出席し発言することができる。ただし、議決権は付与されない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行うことができる。

付則

- 1 この規程は2009年5月22日より施行する。
- 2 この規程は2019年7月31日より施行する。
- 3 この規程は2024年5月20日より施行する。